

監査基準報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
監査基準報告書 805	監査基準報告書 805
<p style="text-align: center;">個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査</p> <p style="text-align: right;">2014年4月4日 改正 2020年3月17日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第39号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《2. 監査契約の締結における考慮事項》 (省略)</p> <p>《(3) 意見の様式》(第8項参照)</p> <p>A8. 監査人が表明すべき意見の様式は、適用される財務報告の枠組み及び法令等によって決定される(監基報200第8項)。監査人は、監査基準報告書700第25項及び第26項において、以下の意見のいずれかを表明することが求められている。</p> <p>(1) 適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表に対して無限定意見を表明する場</p>	<p style="text-align: center;">個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査</p> <p style="text-align: right;">2014年4月4日 改正 2020年3月17日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第39号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《2. 監査契約の締結における考慮事項》 (省略)</p> <p>《(3) 意見の様式》(第8項参照)</p> <p>A8. 監査人が表明すべき意見の様式は、適用される財務報告の枠組み及び法令等によって決定される(監基報200第8項)。監査人は、監査基準報告書700第23項及び第24項において、以下の意見のいずれかを表明することが求められている。</p> <p>(1) 適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表に対して無限定意見を表明する場</p>

新	旧
<p>合、法令等が別に規定していない限り、監査意見は、「財務諸表が、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して、…を全ての重要な点において適正に表示している」と記載する。</p> <p>(2) 準拠性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表に対して無限定意見を表明する場合、監査意見は、「財務諸表が、全ての重要な点において、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して作成されている」と記載する。</p> <p>(省 略)</p> <p>《4. 意見の形成と監査報告における考慮事項》 (第10項参照)</p> <p>A16. 監査基準報告書700第13項(5)に基づき、監査人は、監査意見の形成に当たり、想定利用者が、重要な取引や会計事象が財務諸表に及ぼす影響について理解するための適切な注記がなされているかどうか評価することが求められている。</p> <p>監査対象が個別の財務表又は財務諸表項目等の場合には、適用される財務報告の枠組みに照らして、想定利用者が以下の事項を理解するための適切な注記がなされていることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の財務表又は財務諸表項目等により提供される情報（関連する注記事項を含む。） ・ 重要な取引や会計事象がこれらの情報に及ぼす影響 <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>合、法令等が別に規定していない限り、監査意見は、「財務諸表が、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して、…を全ての重要な点において適正に表示している」と記載する。</p> <p>(2) 準拠性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表に対して無限定意見を表明する場合、監査意見は、「財務諸表が、全ての重要な点において、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して作成されている」と記載する。</p> <p>(省 略)</p> <p>《4. 意見の形成と監査報告における考慮事項》 (第10項参照)</p> <p>A16. 監査基準報告書700第11項(5)に基づき、監査人は、監査意見の形成に当たり、想定利用者が、重要な取引や会計事象が財務諸表に及ぼす影響について理解するための適切な注記がなされているかどうか評価することが求められている。</p> <p>監査対象が個別の財務表又は財務諸表項目等の場合には、適用される財務報告の枠組みに照らして、想定利用者が以下の事項を理解するための適切な注記がなされていることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の財務表又は財務諸表項目等により提供される情報（関連する注記事項を含む。） ・ 重要な取引や会計事象がこれらの情報に及ぼす影響 <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</p> <p>・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</p> <p>・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正）</p>	<p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</p> <p>・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</p>
<p>《付録1 財務諸表項目等の例》 (A3項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>《付録2 個別の財務表及び財務諸表項目等に対する監査報告書の文例》 (A17項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>《付録1 財務諸表項目等の例》 (A3項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>《付録2 個別の財務表及び財務諸表項目等に対する監査報告書の文例》 (A17項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>